

基発第0125001号  
平成18年 1月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部  
を改正する省令の施行について

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第6号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成18年4月1日から施行されることとなったので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

今般の改正は、平成17年9月に報告のあった「胸腹部臓器の障害認定に関する専門検討会」の検討結果に基づき、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第二「身体障害等級表」（以下「身体障害等級表」という。）及び労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）を改正することとしたものである。

### 2 改正の内容

身体障害等級表及び障害等級表の各身体障害の欄の一部が、それぞれ次のとおり改正された（改正省令第1条及び第2条）。

#### （1）ひ臓又は一側のじん臓を失ったものの障害等級の改正

身体障害等級表及び障害等級表第8級の項中に規定する「ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの」については、現在の医学的知見に基づき、第8級として規定されることが不適当であることから、当該規定を削除することとした。（なお、当該障害は改定後の第13級に含まれることとなる。）

#### （2）胸腹部臓器の機能障害における障害等級の改正

胸腹部臓器の機能障害については、労務の支障の程度に応じて補償の対象としてきたところであるが、現在の医学的知見に基づき、第11級に満たない程度の障害であっても、一定の評価を行い、補償の対象とすることが適当であることから、新たに第13級を設けることとした。

これに併せて第11級と第13級の違いを明確にするため、第11級の規定の用語の整理を行うこととした。

### 3 経過措置

改正省令は平成18年4月1日から施行される（改正省令附則第1項）が、これに伴う経過措置については、次のとおりである。

- (1) 改正省令の施行前に負傷・疾病が治り、身体に障害が存する場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定により使用者が行うべき障害補償については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の身体障害等級表による身体障害の等級に応じて行うこととなる（改正省令附則第2項）。
- (2) 改正省令の施行前に負傷・疾病が治り、身体に障害が存する場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定により支給すべき障害補償給付及び障害給付については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の障害等級表による身体障害の障害等級に応じて支給することとなる（改正省令附則第3項）。
- (3) 改正省令の施行前に労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合において、労災保険法の規定により支給すべき遺族補償給付及び遺族給付については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の障害等級表による身体障害の障害等級に応じて支給することとなる（改正省令附則第4項）。
- (4) 改正省令の施行前に負傷・疾病が治り、身体に障害が存する場合において、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令30号。以下「特支金則」という。）の規定による障害特別支給金、障害特別年金及び障害特別一時金については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の障害等級表による身体障害の障害等級に応じて支給することとなる（改正省令附則第5項）。
- (5) 改正省令の施行前に負傷・疾病が治り、身体に障害が存する場合において、特支金則の規定により支給する遺族特別年金及び遺族特別一時金については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の障害等級表による身体障害の障害等級に応じて支給することとなる（改正省令附則第6項）。

### 4 その他

今回の改正省令の施行に伴う障害等級の認定基準の改正については、別途通達する。